

東扇島東公園わんわん広場の利用について

東扇島東公園のわんわん広場を利用するにはあらかじめ犬の登録が必要です。登録に必要な条件は、18歳以上の飼主で、かつ**登録する飼犬が生後6ヶ月以上**であることです。利用登録有効期間は、登録日から1年間です。

1. 申請手続

東扇島東公園わんわん広場利用登録申請書兼誓約書を記入し、以下3点の資料を併せて提出してください。審査後、登録が完了し次第、東扇島東公園わんわん広場利用登録証を発行いたします。

- ①**犬鑑札、またはマイクロチップ登録証明書の写し**
- ②**狂犬病予防注射済証の写し等、1年以内に予防注射を行った日付がわかるものの写し**
- ③**飼犬の写真2枚(たて4.5cm×よこ3.5cm)**

【郵送希望の場合】 返信用の封筒及び84円分の切手を申請書類と一緒に同封してください。

【更新の場合】 上記の他に現在利用中の登録証をお持ち頂くか、写しをお送りください。**更新の際、犬鑑札の写しは必要ありません。**

2. 提出方法 **郵送、窓口**

<宛先> 〒210-0869 川崎市川崎区東扇島 58-1 東扇島東公園管理事務所

<窓口> 8:30~17:15 <TEL・FAX> **044-288-5523**

※手続きには時間がかかりますので終了時間 30 分前にはお越しください。(年末年始は休業)

3. その他

- ◆ 東扇島東公園わんわん広場利用登録申請書兼誓約書は川崎市のホームページでダウンロードできます。なお東扇島東公園わんわん広場利用登録証については、吊下げ名札ケース等に収納していただき、わんわん広場利用の際には、他の者から確認できるよう利用者の方が表示してください。**また、犬鑑札及び狂犬病予防注射済票も必ず犬に着けてください。**
- ◆ わんわん広場以外の場所では必ず犬をリードでつないでください。また、わんわん広場内においても、利用に慣れており、常に利用者の命令が聞ける犬以外は、リードを外さないでください。
- ◆ わんわん広場も含め、公園内での犬同士の噛み合い、負傷、死亡、他人への噛みつき等の事故及び紛争等については、当事者間で解決してください。
- ◆ わんわん広場には、犬と利用者は一緒に入場して下さい。中学生以下の利用は保護者の同伴が必要です。**3歳以下の乳幼児は安全のため入場できません。**
- ◆ **利用者1人につき飼犬は小・中型犬2頭まで(大型犬は1頭)の利用とし、1人の利用者が同時に離せる犬は1頭までとさせていただきます。**
- ◆ 広場内での餌やり、利用者の飲食は行わないでください。
- ◆ リードを使用していても、砂浜に犬(ペット)を連れ込まないでください。